



鯖街道の庭園めぐり

～萬徳寺庭園・旧秀隣寺庭園・宝泉院 盤桓園～



旅行出発日 **2026年 4月18日(土)・22日(水)** 旅行代金 **18,800円** (大人おひとり様)

- 最少催行人数
／22名
- 食事／昼1回
- 添乗員／同行
- 利用バス会社
／岐阜羽島バス
または愛知西部
観光

スケジュール

◆: 入場観光

食事

名古屋駅西口 —— ◆萬徳寺庭園 —— 若狭(昼食) ——

7:45 集合

—— ◆旧秀隣寺庭園 —— ◆宝泉院 盤桓園 —— 名古屋駅西口

19:30 頃

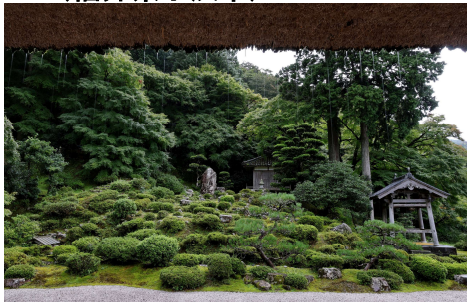


中日新聞社の庭園特集「庭～THE GARDEN」とのコラボ企画。

かつて日本海の海の幸を若狭から京都まで運んだ「鯖街道」沿いにある3カ所の庭園を巡る名古屋駅発着の日帰りバスツアーです。

～各見学地では、庭園を含む見どころをご紹介します～

①萬徳寺庭園 (福井県小浜市)



若狭を治めた小浜藩主が江戸時代に高台の景勝地に造った庭です。山の裾野を活用した庭は広々として、ゆったりとした時間が流れます。シンボルは築山の中心にある高さ2.2mの守護石で、それを取り囲むように諸仏に見立てた庭石が並びます。春はツツジ、秋はモミジが彩りを添えます。

②旧秀隣寺庭園 (滋賀県高島市)



室町時代を代表する庭で、日本三大武將庭園の一つです。室町幕府12代將軍の足利義晴が戦乱の京都から逃れ、当地に滞在した際に作庭されました。池庭の護岸に据えられた立石や鶴羽石は力強く、雄大な山並みの借景も見事です。4月は例年、樹齢500年のヤブツバキが咲き誇ります。

③宝泉院 盤桓園 (京都市左京区)



京都・大原にある天台宗勝林院の塔頭です。書院の柱や敷居をフレームに見立てた美しい「額縁庭園」で知られ、近景の竹林と遠景の大原の山並みの組み合わせが見どころ。盤桓園(ばんかんえん)という名前は立ち去りがたい庭という意味です。

※駐車場から緩やかな坂道を15分ほど歩きます

ご旅行条件(要約) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申込み下さい。

この旅行は中日ツアーズ「中日企業株式会社」(以下、当社といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、旅行契約といいます)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によりします。

●申込みの方法と契約の時期

- (1)旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約が成立します。電話、郵便、FAX等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願い致します。
- (2)申込金は「旅行代金」または「取消料」「違約料」の一部または全部として取り扱います。
- (3)団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代表権を契約責任者が有しているとみなします。

●旅行代金のお支払い

- (1)申込みの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。
30,000円未満……………5,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満……………10,000円以上旅行代金まで
60,000円以上……………20,000円以上旅行代金まで
- (2)残金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日前にあたる日より前にお支払い下さい。

●旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程表に明示された交通費、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動中に必要な心付けを含みます。
- (3)上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくとも原則として払い戻しは致しません。

●取消料

- (1)お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して10日目にあたる日以降9日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程補償

当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払い致します。

●基準日

この旅行代金は2025年10月10日現在の運賃・料金を基準としております。

個人情報取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別途お渡しする「ご旅行条件書」でご確認下さい。

●お問い合わせ・お申し込みは下記の代理店をご利用下さい

観光庁長官登録旅行業第636号

中日ツアーズ

(中日企業株式会社)

052-231-0800

営業時間 平日10:30～16:30(休業日:土曜日、日曜日、祝日)

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目5番2号(中日新聞社北館1階)
総合旅行業務取扱管理者 櫻井大祐



観光庁長官登録旅行業第636号 (一社)日・旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員
中日企業株式会社(中日ツアーズ) 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-5-2(中日新聞社北館1階)
052(231)0800 営業時間: 平日10:30～16:30(土曜日、日曜日、祝日 休業)

※お客様の個人情報について・お客様の個人情報(氏名、性別、年齢、住所、電話番号)はツアーの運営上必要とされる場合と旅行商品の宣伝行為のみに利用させていただきます。
なお、ツアー運営上必要とされる場合は、上記の個人情報を提出することがございます。以上をご承諾の上お申し込みください。